

山梨県新火山防災拠点整備基本構想策定業務

仕様書

1. 業務の背景・目的

令和3年3月に公表された富士山ハザードマップの改定に伴い、富士山科学研究所が立地するエリアは、富士山噴火時に火砕流や大きな噴石が到達するおそれのある第2次避難対象エリアとなっている。

また、現地災害対策本部が置かれる富士吉田合同庁舎が立地するエリアについても、溶岩流が3時間以内に到達するおそれのある第3次避難対象エリアとなっている。

富士山噴火に伴い退避を余儀なくされた場合には、噴火の推移を現地で継続的に観測・分析する機能が失われ、刻々と変化する状況に即応した防災判断が困難となるおそれがある。

このため新たな富士山の火山防災拠点を整備することとし、必要とされる機能や平常時の利活用方法、整備場所の適地などを整理し、拠点整備に向けた基本構想を策定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備業務

業務の目的、内容を十分に理解した上で、業務の実施方針等を示した業務計画書を作成する。

(2) 資料収集・整理業務

(ア) 地域特性

人口・世帯数の変遷、道路ネットワーク、産業、地域資源・観光施設等の観点を設定した上で、山梨県の地域特性を整理する。

(イ) 災害特性

富士山火山ハザードマップ（令和3年3月）、富士山火山避難基本計画（令和5年3月）等を踏まえ、富士山火山噴火時の影響範囲、火山現象に応じた避難の基本的な考え方を整理する。

防災拠点の安全性を把握するため、火山災害だけでなく、洪水浸水区域（内水・外水）、土砂災害警戒区域、震度分布、液状化危険度等の災害情報を整理する。

(ウ) 関連計画

以下に示す関連計画を収集整理する。

- ・ 山梨県強靱化計画（山梨県、令和6年3月）
- ・ 山梨県総合計画（山梨県、令和5年3月）
- ・ 山梨県地域防災計画（山梨県、令和8年3月）
- ・ 富士山火山避難基本計画（富士山火山防災協議会、令和5年3月）
- ・ 山梨県公共施設等総合管理計画（山梨県、令和7年3月）

- ・山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープラン（山梨県、令和３年７月）
- ・その他検討に係る計画等

(3) 現況整理及び拠点整備に係る課題の抽出業務

資料収集・整理の結果を踏まえ、火山防災研究・教育、関係機関連携の観点から時流も含めた現況を整理し、防災拠点施設としての機能確保を含めた対策を推進する上での課題を整理する。

(4) 基本理念と整備の目標の検討業務

地域防災力の強化を実現するため、基本理念と目指すべき目標等を設定する。基本理念や整備の目標は、防災上の視点だけでなく、平常時の視点や既存計画における住民意見を踏まえて検討する。

(5) 機能・設備の配置に係る基礎検討及び概算経費算定業務

関係機関や既存の県内防災施設との連携、役割分担を踏まえ、拠点に配置すべき機能・設備、配置条件、有事および平時の活用方法を整理し、整備にかかる概算経費を算出する。

(6) 防災拠点候補地の適地選定・概算経費比較及び評価業務

富士北麓地域において、防災拠点候補地（３候補地程度）を選定し、以下の観点から評価する。

- ①法令上の諸条件
- ②基本構想との整合性
- ③災害リスク
- ④整備概算経費比較
- ⑤その他（考慮すべき観点を提案すること）

(7) 基本構想の策定業務

(1)～(6)の検討成果を踏まえ、「山梨県新火山防災拠点整備基本構想」をとりまとめる。

(8) 検討会の運営支援業務

「山梨県新火山防災拠点整備基本構想」を策定するための検討会（開催回数４回）の運営について、会議資料の調整、進行補助、議事録作成、写真撮影等を通じ、支援を行う。

また、検討会の構成員は、有識者５名程度を想定し、有識者に対する謝礼金は本業務委託費に含まれるものとする。

(9) 業務報告書の作成業務

検討成果をわかりやすくとりまとめた業務報告書を作成する。

(10) 打合せ業務

業務着手時、中間打合せ（３回）、納品時の合計５回の打合せを行う。